

令和 8 年 9 月 6 日執行

奥出雲町長選挙

指定病院等における
不在者投票事務の手引

奥出雲町選挙管理委員会

目 次

1. はじめに	2
2. 不在者投票とは	2
3. 指定病院等とは	2
4. 不在者投票をすることができる者は	2
5. 不在者投票のできる期間は	3
6. 不在者投票を管理するのは誰か	3
7. 不在者投票管理者の主な仕事は	4
8. 投票記載場所の設備は	5
9. 不在者投票の手続は	5
10. 投票には投票立会人の立会が必要である	8
11. 不在者投票の送致	8
12. 記録の作成について	9
13. 所要費用について	9

凡 例

この手引において左欄に掲げる用語は、それぞれ右欄に掲げる略称を用いた。

用 語	略 称
公 職 選 挙 法	法
公職選挙法施行令	令
公職選挙法施行規則	則

1 はじめに

この手引に書かれている不在者投票の事務手続は、不在者投票を行うことができる病院、老人ホーム等の不在者投票管理者のもとで行う不在者投票の場合について記載しています。

2 不在者投票とは

選挙における投票は、原則として選挙人が「選挙の当日、自ら投票所に行き、投票しなければならない。」（法４４条１項）ものとされており、投票用紙は「選挙の当日、投票所で交付される。」（法４５条１項）ことになっています。

しかし、数多い選挙人の中には、病院に入院している、施設に入所しているなどの理由で、投票したいという意思を持ちながらも、選挙の当日、その人が投票所まで行って投票することができないと見込まれる人がいます。

そこで、不在者投票はこのような事情に該当すると見込まれる人のために、投票日の前でも投票ができるように考えられた制度で、具体的には不在者投票のできる人（法４８条の２該当者）が一定の手続によって、投票日の前にあらかじめ投票用紙の交付を受け、投票日の前日までに法律で定められた場所で投票するという例外的な仕組みです。

3 指定病院等とは

指定病院等とは、都道府県の選挙管理委員会が不在者投票を行うことができる病院（医療法にいう病院、ただし介護老人保健施設も含む。）、老人ホーム（老人福祉法にいう養護老人ホーム等）、原子爆弾被爆者養護ホーム（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律にいう被爆者を入所させる施設）、身体障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律にいう障害者支援施設）及び保護施設（生活保護法にいう救護施設等）として指定した病院、老人ホーム、原子爆弾被爆者養護ホーム、身体障害者支援施設（以下「指定病院等」という。）をいいます。（令５５条２項）

4 不在者投票をすることができる者は

指定病院等で不在者投票のできる者は、次のすべての条件を満たしていなければなりません。

- (1) 選挙人であること。
 - ア 不在者投票をしようとする選挙の選挙権を有していること。
 - イ 選挙人名簿に登録されていること。
- (2) 指定病院等に入院中又は入所中であること。
- (3) 選挙の当日、次のいずれか1つに該当すると見込まれる者であること。
 - ア 歩行は容易であるが入院又は入所している指定病院等が自分の登録されている選挙人名簿のある投票区の区域外にあること。（法48条の2第1項2号）
 - イ 疾病・負傷・妊娠・老衰・身体の障がい若しくは産褥にあるため、歩行が困難であること。（法48条の2第1項3号）

注

- 1 指定病院等で不在者投票のできる者は、入院患者及び入所者に限られています。通院患者や入院患者の付添人、当該指定病院等の職員はその病院等で不在者投票をすることはできません。
- 2 選挙の当日は、不在者投票をすることはできません。

5 不在者投票のできる期間

不在者投票のできる期間は、選挙期日の告示日の翌日から選挙の期日（投票日）の前日までです。したがって、今回の奥出雲町長選挙における不在者投票のできる期間は、9月2日から9月5日までとなります。

なお、投票時間は午前8時30分から午後5時までです。（法270条）

6 不在者投票の管理

- (1) 不在者投票管理者（法49条、令55条）とは、不在者投票事務全般を管理し執行する人のことで、不在者投票が選挙人の自由な意思で公正に行われるよう配慮しなければなりません。その役目は不在者投票の場所において
 - ア 不在者投票事務に関する手続きのすべてについて最終的な決定を行い、
 - イ 不在者投票事務に従事する人を指揮監督することです。
- (2) 指定病院等における不在者投票管理者には原則として、その指定病院の院長、指定老人ホームの長、原子爆弾被爆者養護ホームの長、身体障害者支援施設の長若しくは保護施設の長（以下「指定病院の院長等」という。）がなります。（令

55条2項、4項2号)

注

- 1 指定病院の院長等が候補者となった場合又は指定病院の院長等が外国人である場合は、病院の院長の職務を代理すべき医師・歯科医師若しくは老人ホームの長・原子爆弾被爆者養護ホームの長・身体障害者支援施設の長又は保護施設の長の職務を代理すべき人が不在者投票管理者となることになっています。(令55条8項、9項)
- 2 指定病院の院長等に事故があったり欠けた場合も同様です。(令55条9項)
- 3 不在者投票管理者は、不在者投票に関し、その業務上の地位を利用して選挙運動をすることができません。(法135条2項)
- 4 一般の不在者投票制度のほかに、郵便等による不在者投票制度があります。これは、身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳若しくは戦傷病者特別援護法に規定する戦傷病者手帳の交付を受けている人又は介護保険制度における要介護5に区分される人のうち、あらかじめ市町村選挙管理委員会から郵便等投票証明書の交付を受けた選挙人本人が、自ら投票用紙及び郵便等による不在者投票用の投票用封筒の交付を市町村の選挙管理委員会委員長に請求し、現在する場所で投票を記載した後、市町村の選挙管理委員会の委員長に直接郵便等をもって送付する制度です。

この場合、指定病院等で投票を記載することもあります。指定病院の院長等が不在者投票管理者となつて行う不在者投票ではありません。

なお、郵便等による不在者投票をすることができる人が、郵便等による不在者投票の手続をしないで指定病院等における不在者投票を行う場合は、指定病院長の院長等が当然に不在者投票管理者となります。

7 不在者投票管理者の主な仕事は

指定病院の院長等は、不在者投票管理者として次の事務を処理することになります。

- (1) 入院又は入所中の選挙人の依頼（記載例1参照）によって、当該選挙人の名簿のある奥出雲町選挙管理委員会に投票用紙及び投票用封筒の交付を代わって請求すること。(令50条4項)
- (2) 上記(1)によって投票用紙などの交付を受け、これを選挙人に渡すこと。
(令53条4項)
- (3) 選挙人が不在者投票をする際に投票用紙、投票用封筒及び不在者投票証明書

- (選挙人自らが請求した場合のみ)を点検すること。(令58条1項、2項)
- (4) 選挙人が不在者投票をする際に選挙権を有する者を立会人を選び、立ち合わせること。(令58条3項) なお、選挙権を有する者とは、国政選挙などにおける選挙権を言い、今回の町の選挙の選挙権を必要とするものではありません。
- (5) 不在者投票記載所の設備をすること。(令58条4項)
- (6) 選挙人から代理投票の申出を受けた際にその許否を決定すること。(令58条4項)
- (7) 不在者投票をその選挙人の名簿のある奥出雲町選挙管理委員会に送致すること。(令60条1項1号)

8 投票記載場所の設備は

- (1) 不在者投票管理者は、投票記載場所について、他人が選挙人の投票の記載を見ることができないように投票の秘密を保持し、また投票用紙の交換その他不正が行われることを防止するために、相当の設備をしなければなりません。(令58条4項)
- (2) 投票記載場所には、候補者の氏名等を記載したポスター等の文書図画を掲示することができませんので、掲示してあるときは撤去しておく必要があります。
(法143条3項、法145条1項、法201条の11第6項、法201条の13第1項)

なお、投票記載台にも候補者の氏名等を掲示することはできませんが、選挙管理委員会から送付する選挙公報などによって、候補者の氏名の周知を図っていただくこととなります。

9 不在者投票の手続

- (1) 投票用紙等の請求の方法

投票用紙及び投票用封筒を請求する方法は、選挙人が自ら請求する場合と指定病院の院長等又はその代理人が代わって請求する場合の二通りがあります。
(別表参照)

ア 投票用紙等の請求先

選挙人が登録されている選挙人名簿の属する奥出雲町選挙管理委員会委員長に対して選挙期日の告示日前から選挙期日の前日まで請求することができます。ただし、奥出雲町選挙管理委員会から投票用紙等を送付することがで

きるのは、告示日（９月１日）の２日前からとなります。

イ 請求に必要な書類

請求は直接又は郵便等によって行うことになります。

(ア) 選挙人自らが請求する場合

- i 選挙の当日、不在者投票事由に該当する見込みである旨の宣誓書
- ii 指定病院等で投票する旨の申立書

(イ) 指定病院の院長等又はその代理人が選挙人に代わって請求する場合 投票用紙等請求書（記載例２参照）

指定病院の院長等の押印は必要ありませんが、請求書に請求書別紙兼不在者投票実施てん末書（様式第１号の２）を添付してください。

ウ 点字で投票する場合

視覚障害者である選挙人が点字によって投票しようとする場合で選挙人自らが請求するときはその旨の申立を、指定病院の院長等又はその代理人が選挙人に代わって請求するときは、請求書別紙兼不在者投票実施てん末書（様式第１号の２）の備考欄にその旨を記載することになります。

(2) 不在者投票の方法

ア 不在者投票をする前にしなければならないこと。（奥出雲町選挙管理委員会委員長に選挙人自らが請求した場合のみ）

(ア) 投票用紙等の点検（令５８条１項）

不在者投票管理者は、選挙人にその投票用紙等を提示させ、所定のものであるかどうか、選挙人であるかどうかを確認すること。

(イ) 候補者の氏名等が記載してある場合の措置

投票用紙に候補者の氏名等が既に記載してある場合は、不在者投票管理者は選挙人に投票用紙等を返還し、選挙人の選挙人名簿登録地の奥出雲町選挙管理委員会委員長に、その投票用紙と引換えに再交付の請求をさせたうえ、所定の不在者投票を行わせることになります。

(ウ) 不在者投票証明書の点検（令５８条２項）

- i 選挙人が自分で投票用紙等を請求したものであるときは、不在者投票証明書を封筒のまま提出させ、その封筒が開封されていないかどうかを点検してください。
- ii 不在者投票証明書の封筒が開封されているときは、選挙人が誤って

開封したかどうかを問わず、投票させることはできません。

- iii 不在者投票をする指定病院等と不在者投票証明書に記載されている投票をしようとする指定病院等とが一致するかどうか確認し、一致しないときは、選挙人にその理由を聞き、正当な理由があるときには投票させることができます。

イ 投票するときの手続（令５８条１項）

投票用紙は、緑色の用紙を使用します。

- (ア) 投票の記載場所において、投票用紙に候補者の氏名を自書してもらい、これを投票用内封筒に入れて封をし、さらに投票用外封筒に入れて封をしたうえ、外封筒の表面に署名してもらいます。
- (イ) 投票用外封筒の署名を忘れたり、指定病院の院長等が選挙人に代わって氏名を記載してはなりません。
- (ウ) 投票用外封筒の署名の下への捺印や投票用封筒に印をもって封緘する必要はありません。
- (エ) 点字投票があったときの投票用外封筒の表面の署名は、投票用内封筒を投票用外封筒に入れる前に点字で打ってもらいます。
- (オ) 代理投票を希望する人がいるとき。（別表参照）
 - i 選挙人が身体障害等のため候補者の氏名等を自書することができないときは、その申出により代理投票を行うことができます。
 - ii 代理投票は、立会人の意見を聞いて補助者２人を決め、その１人の立会の下に、他の１人が投票記載場所で選挙人の指示する候補者の氏名等を記載し、投票用内封筒に入れて封をし、さらに投票用外封筒に入れて封をした上、外封筒の表面に選挙人の氏名を記載します。この場合において、外封筒の表面に選挙人に代わって代理で候補者の氏名等を記載した者は、代理記載人として名前を書かないでください。（代理記載人欄の使用は、後述ivの代理投票の仮投票の場合のみとなります。）

なお、前記７の(4)の立会人が補助者となることはできないことにご注意ください。
 - iii 代理投票の事由がないと不在者投票管理者が認めたときは、立会人の意見を聞いて代理投票を拒否することができます。
 - iv 代理投票の仮投票をさせる場合

- (i) 代理投票を拒否された選挙人に不服があるとき。
- (ii) 代理投票をさせることについて立会人に異議があるとき。

代理投票の仮投票の場合は、代理投票の補助者のうち投票用紙に候補者の氏名等を記載した者が、不在者投票用外封筒の表面に選挙人の氏名を記載し、さらにその補助者の氏名を表面左下段に「代理記載人〇〇〇〇」と記載します。

(カ) ベッド上での投票

ベッド上では、原則として不在者投票をすることはできませんが、重病人等歩行困難な選挙人の投票については、不在者投票管理者の管理下で立会人の立会がある場合に限り、ベッド上で行うことができます。この場合においては、投票の秘密保持に十分注意を払い、また投票の取扱いを慎重にしなければなりません。

1 0 投票には投票立会人の立会が必要

不在者投票管理者は、不在者投票が行われる場合において選挙権を有する立会人を立会させなければなりません。(令58条3項) 立会人は、不在者投票管理者及びその補助者(事務従事者)、代理投票の補助者とは、兼ねることはできません。

1 1 不在者投票の送致

不在者投票管理者は、選挙人から投票を受け取ったときは、投票用外封筒の裏面に投票の年月日及び場所を記載し、これに記名し、かつ、立会人に署名を求めます。不在者投票証明書がある場合は、当該証明書とともに不在者投票を適当な封筒に入れ封をし、封筒表面に投票が在中する旨を明記し、封筒裏面に記名押印し、直ちに選挙人が登録されている名簿の属する奥出雲町選挙管理委員会に送致します。(持参又は郵便等)(令60条) この場合において、投票の年月日及び場所の記載、不在者投票管理者の記名、立会人の署名がないものは、受理できませんので、ご注意ください。(不在者投票用外封筒記載例3を参照)

1 2 記録の作成について

不在者投票を管理した場合、その選挙の種類、実施年月日、実施場所、指定病院の院長等又はその代理人の職・氏名、事務補助者の職・氏名、立会人の氏名、

投票をした選挙人の氏名、代理投票の場合は代理投票をした選挙人の氏名及びその補助者の氏名、その他必要と認める事項を「請求書別紙兼不在者投票実施てん末書」（様式第1号の1）に記録し、保管します。

また、投票用紙等の請求、交付、送付及び送致の経過を記録した「不在者投票記録簿」（様式第2号）を作成し、保管します。

1 3 所要費用について

指定病院等での不在者投票に要した経費は、指定病院の院長等からの請求によって選挙人1人について1, 236円を奥出雲町が負担します。

なお、請求の手続きは、不在者投票特別経費請求書（様式第3号）及び請求書別紙兼不在者投票実施てん末書（様式第1号の2）を選挙期日後7日以内に奥出雲町選挙管理委員会へ送付ください。

また、所要費用の請求に際しては、請求者の押印をお願いします。

*外部立会人については、別紙をご確認ください。

記載例 1

依 頼 書

私は、令和 8 年 9 月 6 日執行の 奥出雲町長選挙 の投票を
当_____で行いたいのので投票用紙及び投票用封筒の交付を請求してくだ
さるよう依頼いたします。

令和 8 年〇〇月〇〇日

〇 〇 病 院 長

〇 〇 〇 〇 様

選 挙 人

住 所 奥出雲町〇〇 〇〇番地

氏 名 〇 〇 〇 〇

生年月日 昭和〇年〇月〇日生

記載例 2

請 求 書

別記の選挙人は、令和8年9月6日執行の奥出雲町長選挙の当日、
当_____に入院（所）中のため 当_____において
投票する見込みであり、公職選挙法施行令第50条第4項の規定による依頼があ
ったので、別記選挙人に代わって投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

令和8年〇〇月〇〇日

住所 〇〇市〇〇町〇〇番地

氏名 〇〇病院長 〇 〇 〇 〇

奥出雲町選挙管理委員会委員長 様

記載例 3

(不在者投票用外封筒の記載例)

(裏)

投票年月日 令和八年〇〇月〇〇日 投票場所 〇〇病院

不在者投票管理者(職・氏名) 〇〇病院長

※不在者投票管理者(又はその補助者(事務従事者)が記名(ゴム印でもよい)する。

立会人 〇〇〇〇〇〇

必ず立会人が署名(自書)する。

(表)

令和8年9月6日執行
奥出雲町長選挙

不在者投票
(外封筒)

印 委 選 奥
員 挙 出
会 管 雲
之 理 町

投票者 〇〇〇〇

(代理記載人)

注意 投票者欄の氏名は必ず自分で書いて下さい。

投票区名
選挙人名簿 登録番号
男女別
男 女

代理投票の仮投票の場合、投票用紙に候補者名等を記載した補助者が本人(補助者)の氏名を自書する。
通常の代理投票の場合、記載は不要です。